

WORKS

Empower&Energize

No151

2026/02

虐待防止への取り組みについて

(内部研修報告)

社会福祉法人 名東福祉社会

理事長 山田 達巳

今回は、レジデンス日進・上ノ山ホームで昨年の9月におこなわれた、内部研修について報告したいと思います。

名東福祉会の理事会や評議員会で「虐待防止・身体拘束適正化委員会」の会議内容をお伝えするのですが、この名称が職員にネガティブな印象を与えてしまうのではないかという指摘を受けることがあります。義務化された会議の名称ですので、変更は困難という話をさせていただいています。

確かにポジティブな感じではない気がしますので、夜間はユニットで支援者1人対応となり、虐待が起きてしまう可能性が高いと思われるレジデンス日進(入所施設)や上ノ山ホーム(グループホーム)では、以前から「マルトリートメント(不適切なかかわり)」という表現を使い、会議等で意識的に話題にしています。

少なくとも障害者支援のお仕事を選んだ人は、意識的に「マルトリートメント(不適切なかかわり)」をしようという気持ちはないと思います。では、

どのような場面で「マルトリートメント(不適切なかかわり)」が起きてしまうのでしょうか。

利用者は常に私たちの思ったとおりに行動してくれるわけではありません。むしろその逆であることも多くあるかと思っています。そんな時、支援者の意図するところをわかってほしい、言っていることを理解して行動してほしい、それが無理となると『なんとかして言うことを聞かせたい』という思いが働き、厳しい言葉を浴びせることや、力を使って状況を変えようとする行動に移行してしまうのかもしれない。

わかってほしい、言うことを聞いてほしい、言うことを聞かせたいは、いずれも主体は私たち支援者です。本来、主体は利用者にあるわけですから、そのあたりを理解することを目的とした内部研修を名東福祉会の評議員でもある大野安彦氏にお願いをしました。

「行動障害」への支援と人権

社会福祉法人 名東福祉社会

評議員 大野 安彦

障害のある方の日々の暮らしの様々な場面で、いわゆる他害・自傷・破壊行為などが発現する状態は「行動障害」といわれます。とくにその程度が強い

とされる場合を、行政は「強度行動障害」と呼び、その適切な支援方法の普及が目指されてきました。近年は「強度行動障害支援者研修」制度もあり、職員が同研修を受講すれば事業所に報酬が加算されるなど、障害者支援技術のなかでも大きくクローズアップされ重要視されています。

ただ、支援従事者全体の比率からいえば同研修受講者は決して多いとはいえ、適切な支援技術が現場に浸透しているかといえば、まだまだ十分とはいえないでしょう。「行動障害」への支援対応は、どの事業所・施設でもやはり難題としてあり、現場支援員にとって難しい業務の一つであり続けています。

◆「指導訓練」の時代から

かつてほとんどの障害者が家でケアされていた時代には、こうした強い「行動障害」のある人はいわゆる「座敷牢」などにおかれ、およそ人として扱われないような境遇にありました。その後、1960年「精神薄弱者福祉法」の施行後は施設が次第に増え、そうした施設で処遇される時代が続きました。障害者は授産施設や更生施設で指導・訓練され、日常生活上様々な場面で、できないことを「できる」ようにする、

つまり無理にでも行動を変えようという処遇がおこなわれていました。

「処遇」という用語に象徴的なように、この時代は、社会にとって「障害」のある（足手まといな、やっかいな）人たちを、福祉行政（＝役所、その下での施設）が上から目線で「面倒を見る」という姿勢が色濃いものでした。

これは、ハンディを抱え反論も抵抗もできない人々を施設（その職員による処遇＝指導）に忍従させ、終わりのない訓練を押しつけ、結果として多大な苦難を強いることでもありました。しかもこうした指導・訓練に根拠や実効性はあまりなく、実際多くの施設では十分な成果を上げられず、それでも無反省に続けられる処遇は虐待にもつながりました。当事者の意思に反してでも行動を「矯正＝強制」するのがあたりまえとされ、障害のある人たちの自己決定（＝人権）がないがしろにされる時代が続いたのです。

◆社会が変わるべき＝社会モデルへの転換

そんな状況が変わっていったのは、1970年代からの「青い芝の会」などをはじめとする身体障害者の運動、ノーマライゼーションの波、国連での

障害者権利条約の採択へと連なる、障害者の人権を重視する理念の普及でした。2006年「障害者自立支援法」

以降、障害者政策は「処遇」から「支援」へ、当事者自身の意思を尊重する政策へと転換されていったのでした。

その理念の根本を支えたのが、障害の社会モデルです。障害は、直接には知的・身体的・精神的に「できない」として現れますが、実は、できないのは社会（周囲の環境）の障壁のためで、その壁は気づかれにくいかもしれないが、ハンディを持つ人を生きにくくさせている。だから社会（周囲の環境）の障壁をなくせば、障害はなくなる（少なくとも減らせる）、という考え方です。それまでの、障害者それぞれを治療・訓練し変える必要がある、という考え方から、180度の転換でした。変わるのは障害者ではなく社会（周囲の環境）のほうだ、となったのです。

◆行動支援は「介入」でもある

当然ながら現在の「強度行動障害支援者研修」も、社会モデルでデザインされています。具体的には、行動障害の多くが自閉症スペクトラムの人にみられることから、自閉症研究の成果が取り入れられています。社会的想像力

やコミュニケーション能力が弱いという特性に配慮し、環境を整備し、構造化や視覚的支援などが様々に提供されます。そのうえでなお強い行動障害がある場合に、行動変容理論＝応用行動分析が用いられます。これらの方法はいずれも数十年にわたる自閉症研究をベースに組み立てられていて、大きな効果が期待できるものです。

ただ、以下の問題を孕んでいる点も冷静に見なければなりません。それは人に対する直接介入であること。その倫理面に留意することなく、人の行動を変える手法としてのみ安易に理解してしまうと、その人の意思に反し支援者（治療者）側の意図を無理やり押しつけてしまいかねない。相手が嫌がろうとお構いなしに、一方的強制になっ

てしまうという点です。とくに、行動の「強化」時よりも「消去」場面で強制的介入になりがちです。具体的には「止める」「時、苦痛や恐怖を与えることが多く、それがいつそうパニックを誘発することにもなります。」「暴れている」と見える人には、その時、その人なりの理由があり、周囲の環境調整などでその要因を除去すれば落ち着く場合が多いのですが、当事者の欲求や意思を正確に把握できない

いと、どうしても「無理やり」「な介入になっってしまうのです。

◆障害者支援は「逆戻り」しやすい？

以上のように行動障害への介入は、適切な知識がないとうまくいかないことも多く、それがいつそう行動変容理論は難しいというイメージを強め、ひいては強度行動障害への支援自体を「むずかしい、うまくいかない、どうせ机上の空論だ」と思い込むことにもつながります。現実の支援が相当に困難なゆえに、そんなうまい魔法の杖があるなら欲しいと思い、でも実際はうまくいかない、なんだダメだ！ となってしまうのが、支援現場の正直なところかもしれません。

だめだ！ となったとき、かつてのような、当事者の意思を無視した「矯正＝強制」が顔を出しやすい。すでに否定されたはずの過去の処遇へと逆戻りしてしまいかねない。実際に、毎年全国で集計されている「従事者による障害者虐待状況調査」（厚生労働省）によれば、障害者施設等での支援従事者による虐待件数は依然として増加傾向にあります。このように障害者支援は、今もって常にそういう「せめぎあい」の中にある、そのことを、私たち

支援者は片時も忘れてはなりません。

◆「正の強化」によって維持される生活

肝心なのは、障害者の、人としての、基本的権利を守ることです。現在の日本で人権をはっきりと定めたものは「日本国憲法」ですが、とくに障害者福祉にとって重要なのは第13条、いわゆる「幸福追求権」でしょう。ここで「幸福って何?」とか「それって本当に幸福?」という議論を始めると論点が広がってしまうので避けますが、少なくともその人それぞれに思う「幸福」を自分なりに追求める権利は、すべての人に保障されているはずで

その権利を軽視してきた旧来の障害者処遇は、こうした人権思想を基軸に「支援」と転換されてきたわけですが、その途中では行動分析手法についても、どのように人権擁護と折り合いをつけるか、という問題が議論されてきました。つまり合理的・科学的手法とはいえ、人の行動に介入し変更を迫る方法ですから、それは人権侵害にならないか、まるで動物の調教みたいになりはしないか、という批判に対して、も長いあいだ問題にされてきたのです。そしてすでに30年ほども前、日本行動

分析学会から明確な方向性が示されています。(※望月昭(1995)『特集:ノーマライゼーションと行動分析:「正の強化」を手段から目的へ』行動分析学研究, 8(1).)

その内容をごく簡単にまとめるならば、行動分析学は、障害分野において個人の行動を現実環境へ適応させたり問題行動を減じるためのテクニックと捉えられがちだが、そうではない。正の強化は「手段」ではなく、それ自体が目的である。正の強化によって維持される生活こそが、人生の目的になるべきだ、というものです。

具体例で考えましょう。たとえば多くの支援事業所では、日中の主活動として「自立課題」が様々に取り組みられていますね。利用者は、多数ある「課題」の中から自分のやりたいものを選び、自分で席まで運び、自分で完成させ、自分で片付け、報酬を得て終了します。このサイクル(選択↓決定↓実行↓終了↓報酬)の主体化、自分で学習し、こうすればいいんだと納得できる行動、つまり正の強化で日々生活することができれば、人生は充実する(「幸福を追求できる」)。そういう支援が実現できれば、行動分析学は人権にもノーマライゼーションにも貢献できると、

望月(1995)は訴えたのでした。

いまではかの「報酬」は、即物的な飲食物などではなく(それでは動物の調教と変わりありませんから)、内発的動機(達成感や自己肯定感など)に変わっていくべきとされるようになりました。つまり「できることがふえる」ことで日常生活が一層充実し、喜びにつながる生活が実現できるのです。

◆法人理念の実現のために

さて、しかし実際の「強度行動障害」支援の場面では様々な困難がつきまとい、支援者の感情は強く揺さぶられ、反発や動揺も多々あるものです。対人援助は「感情労働」ともいわれるように、激しい自傷・他害・破壊などの行動に直面すれば、支援者として感情的に耐えがたい状態に陥ることもあるでしょう。あまりに理想だけを高く持ち上げすぎると、現場は押しつぶされてしまいかもしれませんね。支援現場がつぶれては元も子もないですから、そうならないためにはどうすればいいか。まずは体力を鍛える、というのは比喻ですが、理想を持ち続けられるための体力Ⅱ現場にあった実践的知識と技術をも身につけるのはもちろんです。それとともに、組織として個々の職員を支え

る、そういう体制づくりが法人には求められるでしょう。

名東福祉会は、かつて愛知県コローニにおられた望月先生に啓発されその理想に共鳴し、「正の強化を手段でなく目的に」すべく、利用者の自己実現を目指してきました。すでに数十年前から、応用行動分析やTEACCH等を取り入れながら、知的障害者支援に取り組んできた歴史があります。名東福祉会の理念には、「自己決定を支援すること」や「やりがい」を感じられる活動」が明記されています。

むろん、その本当の意味での実現への道のりは遥かに険しく長く、未だ道半ばにすぎませんが、これからも一歩一歩、地道に歩んでいくほかありません。名東福祉会で働くみなさんには、ぜひ過去の歴史を知り主体化し、そこに新たな歴史を書きしていく実践の継続を願います。



(※これは2025年9月、レジデンス日進での職員研修の内容をもとに、文章化したものです。)

ご寄付ありがとうございます

令和6年3月1日～令和8年1月31日

◆メイトウ・ワークス

近藤 正俊 様 酒井 文雄 様 電電名古屋ボランティア 様

◆天白ワークス

青山 武司 様 北川 史郎 様 長井 淳 様 丹羽 文芳 様 長谷川 徹 様
水嶋 正直 様 村口 龍一 様 村口 竜二 様 天白ワークス家族会 様

◆はまなす

はまなす家族会 様

◆レジデンス日進

伊藤 和幸 様 北川 史郎 様 近藤 正俊 様 林 輝夫 様 村口 ネルミ 様
吉田 征一 様 レジデンス日進・上ノ山ホーム家族会 様 土の子 様

◆上ノ山ホーム

伊藤 和幸 様 細野 征幸 様

◆本 部

青山 武司 様 伊藤 和幸 様 北川 史郎 様 小池 紀子 様 近藤 正俊 様
原田 真紀 様 松田 妙子 様 吉田 征一 様 株式会社BEX 井口 邦 様

寄付金控除の取り扱い変更のお知らせ

当法人では、令和4年9月30日の寄付金税額控除証明更新に当たりまして、多くのご寄付を頂いていたものの判定基準寄附者の要件を満たすことができませんでした。

つきましては、令和4年10月1日以降のご寄付より以下の通りの取り扱いとなります。確定申告の際の参考として頂きますよう、お願い申し上げます。

＜旧取り扱い＞ 税額控除・所得控除より選択適用可能

＜新取り扱い＞ 所得控除のみ適用可能

名東福祉会のホームページ

ホームページアドレス <https://www.meito.or.jp>



●社会福祉法人 名東福祉会

〒470-0124 日進市浅田町上納58-4

TEL 052 (805) 1003 FAX 052 (805) 1004

●メイトウ・ワークス（生活介護）

〒465-0055 名古屋市名東区勢子坊2-1303

TEL 052 (702) 2864 FAX 052 (701) 2079

●天白ワークス（生活介護）

〒468-0023 名古屋市天白区御前場町327

TEL 052 (804) 5487 FAX 052 (804) 5416

●はまなす（生活介護）

〒465-0054 名古屋市名東区高針台1-911

TEL 052 (784) 5693 FAX 052 (704) 7552

●レジデンス日進（施設入所支援/生活介護/短期入所）

〒470-0124 日進市浅田町上納58-4

TEL 052 (805) 1003 FAX 052 (805) 1004

●上ノ山ホーム1・2・3（共同生活援助）

〒470-0124 日進市浅田町上ノ山12-1

TEL 052 (808) 4878

●指定相談事業所 はまなす（相談支援）

〒465-0054 名古屋市名東区高針台1-911

TEL 052 (704) 7551 FAX 052 (704) 7552



← 機関誌 WORKS のバックナンバーなど
名東福祉会の発行物は、こちらのQRコードより
ご覧いただけます。